

令和４年度社会福祉法人山形県共同募金会天童市共同募金委員会一般募金実施要項

１ 運動期間 令和４年１０月１日～１２月３１日（啓発活動は運動期間前から開始）

２ 山形県共同募金会天童市共同募金委員会目標額 ８，２６８，０００円

(1) **A目標額** ４，０６８，０００円

※ 山形県共同募金会（以下「県共募」という。）が県内の各種社会福祉施設・団体へ翌年度の地域福祉事業費等として配分する。

(2) **B目標額** ４，２００，０００円

※ 県共募が天童市社会福祉協議会へ翌年度の地域福祉事業として配分する。

３ 募金活動の実施方法

(1) 募金活動の種類

ア 戸別募金

地域社会福祉協議会の協力を得て、嘱託員等へ募金の周知及び集金事務の協力依頼を行い、一世帯４５０円を目安に募金活動を行う。

イ 法人募金

市内の法人等へ協力依頼を行い、５，０００円を目安に募金活動を行う。

また、市総合福祉センター等に設置している伊藤園「赤い羽根寄付金付き自動販売機」で募金活動を行う。

ウ 学校募金

市学校教育課の協力を得て、市内の各小・中学校及び高等学校へ協力依頼を行い、一人１００円程度を目安に募金活動を行う。

エ 職域募金

市役所及び市内の社会福祉施設等の職員へ協力依頼を行い、一人１００円以上を目安に募金活動を行う。

(2) 募金の受領方法

法人募金の受領方法は、金融機関（銀行・農協）への振り込みとし、該当する金融機関に事前に手数料減免の取扱いを依頼する。戸別募金及び学校募金、職域募金は、直接、山形県共同募金会天童市共同募金委員会（以下「本会」という。）が募金を受領する。

４ 募金の配分内容

本会が受領した募金は県共募に全額送金する。その後、県共募が翌年度の地域福祉事業費等として県内の各種社会福祉施設・団体及び市町村社会福祉協議会へ配分を行なう。

５ 趣旨の啓発方法

(1) 県共募による趣旨啓発

ア 県内全世帯へ「広報誌」の配布

イ SNSでの啓発、「テレビ等CM」の放映

(2) 本会による趣旨啓発

ア 市内全世帯へ「天童市社会福祉協議会だより赤い羽根特集号（１０月号）」の配布

イ 市総合福祉センターや市庁舎、各市立公民館等へのポスター及び壁新聞の掲示

ウ ホームページ等のWebサイトでの広報

エ コラボグッズでの広報

6 募金実績の公表方法

ア 市内全世帯へ「天童市社会福祉協議会だより（3月号）」の配布

イ ホームページ上での公表